

令和 6 年度

第 7 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 6 年 10 月 7 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 45 分
場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（11 月 1 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子	○	
6	財間 敏行	○		18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 讓	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本 序)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	石田 泰清	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	沖田 普耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主事	村木 莉加	○		主任	光永 稔彦	○	

事務局長	<p>ただ今より、令和6年度第5回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日、9番森兼委員、18番前田委員、22番青才委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会議規則第6条の規定により、会長に議長を務めていただきます。</p>
議長	(挨拶)
議長	<p>それでは、会議を開会させていただきます。</p> <p>ただ今の出席委員は21名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。</p> <p>12番竹森委員さん、13番佐々木委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に訂正がありますので、事務局から報告させます。</p>
事務局員 (本庁)	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第5号「非農地証明申請について」 <p>受付番号41について、かい廃開始時期が「昭和20年」としておりましたが、「平成20年」の誤りでした。</p> <p>以上、訂正しております。</p>
議長	<p>それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。</p> <p>受付番号47から49の3件について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局員 (本庁)	<p>資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)</p> <p>【追加訂正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付番号47の譲受人の住所の記載が「広島市掛田町」となっていましたが、正しくは「庄原市掛田町」でした。失礼いたしました。

議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。
20番小次委員	追加訂正を踏まえて確認したいのですが、受付番号47の説明部分について、譲渡人は庄原市から広島市へ住まいを移されたということでしょうか。それとも庄原市内で農地から遠方に移されたのでしょうか。
事務局員 (本庁)	譲渡人については、庄原市から広島市へ住まいを移されたので農地の管理が困難となったということです。
議長	ほかにございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号47から49の3件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは受付番号47から49の3件について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法 附則 第5条第1項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和6年8月期の申出分については、「令和6年11月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回、利用権設定（一般分）が1件 10,198 m ² 、利用権設定（農地中間管理事業分）が2件 9,030 m ² となっています。

事務局員 (本庁)	<p>農地中間管理事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、口和町の農地を〇〇さまへ 8,915 m²、●●さまへ 115 m²となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様から何かご質疑等はございませんか。</p>
14番田邊委員	<p>利用権が設定された後、農地の管理については事務局でどのように把握されていらっしゃいますか。利用権設定をしても実際耕作がされていないような所が見受けられることがありますので気になります。</p>
事務局員 (本庁)	<p>事務局の方で毎年利用状況調査を実施しています。また、農地パトロールの際に農地の状況を確認することを実施しております。もし、委員活動中に耕作がされていない農地が見受けられましたら、事務局へ報告いただければと思います。管理者・耕作者に対する農地管理についての注意等につきましては農業委員の皆さんにもご協力をお願いします。</p>
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号8と9の2件について事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>(説明 以下 概要)</p>

事務局員 (高野出張所)	<p>受付番号 8</p> <p>位置等：説明資料の 2～4 ページに記載</p> <p>転用事由： 駐車場</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手續：手続き中</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>受付番号 9</p> <p>位置等：説明資料の 5, 6 ページに記載</p> <p>転用事由： 墓地</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 墓地経営許可申請を申請する予定</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手續： 手続き中</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p>
7 番須應委員	受付番号 8 について、今回の土地は盛土法の規制対象にはならないのでしょうか。
事務局員 (高野出張所)	盛土法の規制対象となるのは 1 メートル以上の盛土または切土になるということです。今回は 0.2 メートルの盛土になるので、規制の対象にはならないと思われます。
議長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 8 と 9 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p>

議長	それでは採決に移ります。「農地法第4条の規定による許可申請」受付番号8と9の2件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。受付番号22から27について、事務局から説明を求めます。
	(説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	<p>受付番号22</p> <p>位置等：説明資料の7, 8ページに記載</p> <p>転用事由： 太陽光発電施設</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p>
	<p>受付番号23</p> <p>位置等：説明資料の7, 14ページに記載</p> <p>転用事由： 駐車場</p> <p>資金計画： 譲受人が自社施工する</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p>
事務局員 (本庁)	<p>受付番号24</p> <p>位置等：説明資料の7, 14ページに記載</p> <p>転用事由： 宅地</p> <p>資金計画：譲受人が自社施工する</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外見込</p>

事務局員 (本庁)	<p>受付番号 25</p> <p>位置等：説明資料の 7, 15 ページに記載</p> <p>転用事由： 宅地</p> <p>資金計画： 全額借入資金</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外不要</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 26</p> <p>位置等：説明資料の 16, 17 ページに記載</p> <p>転用事由： 太陽光発電設備</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外不要</p>
	<p>受付番号 27</p> <p>位置等：説明資料の 16, 20 ページに記載</p> <p>転用事由： 太陽光発電設備</p> <p>資金計画： 全額自己資金</p> <p>他 法 令： 特になし</p> <p>周辺影響： 影響ないと確認</p> <p>除外手続： 除外不要</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p>
議長	<p>ちなみに、受付番号 27 の地図で水路が記載されていますが、申請地周辺の田は植え付けがされているのでしょうか。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>周辺の田に植え付けは現地を確認したところされていませんでした。</p>

議長	ほかにございませんか。
3番木村委員	受付番号 26・27について、申請地の周辺が田と隣接していますが、太陽光発電設備が設置された際、隣接している田に影響はないのでしょうか。
15番瀬尾委員	申請地周辺の田について、植え付けは行われておらず、耕作もあまりされていないという状況とのことです。
事務局員 (東城出張所)	現地確認の際に譲受人からの説明では申請地周辺に住宅がありますが、その住居の方々全てに太陽光発電設備設置の同意を得ているということを聞いております。
議長	ほかにございませんか。
	(なしとの声)
議長	それでは採決に移らせていただきます。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」受付番号 22から27の6件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしという声)
議長	それでは採決に移ります。「農地法第5条の規定による許可申請」受付番号 22から27の6件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第5号「非農地証明申請について」を上程いたします。 受付番号 40と41について、事務局から説明を求めます。
	(説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	<p>受付番号 40</p> <p>位置等：説明資料 23 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 26 年頃から管理ができなくなり、自然災害による土地の崩壊なども起きて原野、山林化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：雑木が生い茂り原野、山林化しており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 41</p> <p>位置等：説明資料 24 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 20 年ごろから義父母が高齢化により管理が難しくなり、その後、夫が農地を相続したが遠方に住んでいるため管理ができず、原野化しており、このたび地目変更登記をするため。</p> <p>現地確認：雑木が生い茂り原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで質疑・意見を受けます。</p> <p>質疑等はございませんか。</p> <p>(なしとの声)</p>
議長	<p>それでは採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 40 と 41 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしという声)</p>
議長	<p>それでは採決に移ります。「非農地証明申請」受付番号 40 から 41 の 2 件について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>挙手全員、証明することと決定されました。</p>

議長	続きまして、議案題 6 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」を上程します。 事務局からの提案説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法により、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成が努力義務から必須へと変わり、内容についても法改正を踏まえた修正が必要となったため、農林水産省との調整済みの一般財団法人全国農業会議所が示す参考例をもとに農地等の利用の最適化の推進に関する指針について全部改正を行うことを説明。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
	(なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案題 6 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について」提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、承認されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 <ul style="list-style-type: none">・ 9 月 5 日総会後の役員会における各ブロックからの意見について協議・ 「農地と登記の無料相談会」について・ 拡大役員会（総会終了後）午後 3 時 30 分より開始

	<p>○協議事項</p> <ul style="list-style-type: none">・地域計画について <p>○今後の主な日程</p> <p>の報告を行った。</p>
議長	<p>以上事務局からの報告・協議でした。</p> <p>みなさんからご質疑、意見等はございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>以上で本日の日程をすべて終了しました。</p> <p>これをもって、第7回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時45分)</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和6年10月7日

議長

(道下 和子) _____

12番委員

(竹森 達) _____

13番委員

(佐々木 利雄) _____